

最高裁人能A第17号

(人いー07)

平成4年6月26日

(改正 平成6年人能A第29号)

(改正 平成13年人能A第2号)

(改正 平成17年人能A第001612号)

(改正 平成20年人能A第004112号)

(改正 平成27年人能第354号)

(改正 平成28年人能第601号)

(改正 平成29年人能第40号)

(改正 平成30年人能第1234号)

(改正 令和2年人能第1160号)

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所事務総局局課長 殿

司法研修所長殿

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 千 種 秀 夫

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等
について(依命通達)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員(以下「職員」という。)の兼業の

許可等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 人事院規則等の準用

- 1 職員の兼業の許可等に関する事項について、裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則、政令又は命令（以下「人事院規則等」という。）は、別紙に掲げるものとする。
- 2 別紙に掲げる人事院規則等の規定に基づいて発せられた人事院事務総長通知等の定めは、その性質に反しない限り、職員に準用する。

第2 用語の定義等

- 1 この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。
 - (1) 所属庁 職員が所属する裁判所（簡易裁判所及び検察審査会に勤務する職員については、その所在地を管轄する地方裁判所）をいう。
 - (2) 役員 規則14—8第1項に規定する「役員」をいう。
 - (3) 役員等 会社その他の団体の役員、顧問又は評議員（これらと同種のものを含む。）をいう。
 - (4) 委員会等 委員会、協議会及び審議会（これらと同種のものを含む。）をいう。
 - (5) 委員等 委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。）をいう。
 - (6) 営利企業兼業 規則14—8第1項に規定する「役員兼業等」をいう。
 - (7) 有報酬兼業 報酬（旅費、宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、その他事業に従事し、又は事務を行うことをいう。
 - (8) 無報酬兼業 報酬を得ないで、営利企業以外の事業の団体の役員等の職又は国、地方公共団体若しくは公共的団体に設置された委員会等の委員等の職を兼ねることをいう。
- 2 最高裁判所に勤務する職員に関しては、この通達に定める所属庁の権限に属

する事項は、最高裁判所長官が行うものとする。

第3 営利企業兼業

1 申請手続

職員は、営利企業兼業のうち自ら営利企業を営むこと（以下「自営」という。）の承認を申請する場合には、所属庁の長に対し、承認を申請する自営に係る兼業の内容に応じて、別紙様式第1による「自営兼業承認申請書（不動産等の賃貸）」、別紙様式第2による「自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売）」又は別紙様式第3による「自営兼業承認申請書（不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外）」を提出しなければならない。

2 提出期限

1の場合における提出期限は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める期限とする。ただし、当該提出期限までに提出できない特別の事情があるときは、当該事情が解消した後、速やかに提出するものとする。

- (1) 新たに承認を申請する場合 兼業開始予定日の1か月前
- (2) 官職に異動を生じた場合又は承認に係る自営の内容に変更があった場合において再度承認を申請する場合 再度承認を申請する事情が生じた日から10日以内

3 承認手続

所属庁の長は、申請を承認し、又は承認しなかったときは、自営兼業承認申請書にその旨を記載して、申請者に交付する。

4 定期的な状況確認

所属庁の長は、職員の兼業について、承認後、適宜の方法により、定期的に当該承認に係る自営の状況を確認する。

5 異動後の所属庁の長への通知

自営に係る兼業の承認を受けている職員が所属庁を異にして異動する場合には、異動前の所属庁の長は、異動後の所属庁の長に対し、あらかじめ当該職員

の兼業の内容を適宜の方法で通知する。

6 報告事務

所属庁（最高裁判所を除く。）の長が前年に与えた承認の状況に関する報告は、別紙様式第4を用いることとし、毎年1月31日までに最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）宛てに送付する（送付書不要）。

第4 株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等

- 1 規則14—21の規定に基づいて職員が行う報告又は職員に対して行う通知等は、所属庁（最高裁判所を除く。）を経由して行うものとする。
- 2 株式所有状況報告書の様式は別紙様式第5のとおりとする。

第5 有報酬兼業

1 申請手続

職員は、有報酬兼業の許可を申請する場合には、所属庁に対し、別紙様式第6による「兼業許可申請書（有報酬）」を提出しなければならない。

2 提出期限

1の場合における提出期限は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める期限とする。ただし、当該提出期限までに提出できない特別の事情があるときは、当該事情が解消した後、速やかに提出するものとする。

- (1) 新たに許可を申請する場合 兼業開始予定日の1か月前
- (2) 許可期間を更新する場合 許可期間が満了する日の1か月前
- (3) 官職を異動し再度許可を申請する場合 再度許可を申請する事情が生じた日から10日以内

3 送付期限等

1の場合において、所属庁（最高裁判所を除く。）は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める期限までに、当該許可申請に関する意見を付した上で人事局長宛てに当該兼業許可申請書を送付する。

- (1) 2の(1)の場合 当該職員に係る兼業開始予定日の2週間前

- (2) 2の(2)の場合 当該職員に係る許可期間が満了する日の2週間前
- (3) 2の(3)の場合 当該職員について再度許可を申請する事情が生じた日から
20日以内

4 許可手続

所属庁は、申請が許可され、又は許可されなかつたときは、その旨が記載された兼業許可申請書を、申請者に交付する。

5 勤務時間を割く必要がある場合の承認

職員は、有報酬兼業の許可を受けた場合において、現実に勤務時間を割くときには、その都度、事前に、書面により申請し、所属庁の承認を得なければならぬ。

6 異動後の所属庁への通知

有報酬兼業の許可を受けている職員が所属庁を異にして異動する場合には、異動前の所属庁は、異動後の所属庁に対し、あらかじめ当該職員の兼業の内容を適宜の方法で通知する。

第6 無報酬兼業

1 無報酬兼業の制限

職員は、無報酬兼業をする場合には、あらかじめ所属庁の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員等の職を兼ねる場合は、この限りでない。

- (1) 国家公務員等共済組合連合会及びこれに設置された機関
- (2) 裁判所の職員又は法曹関係者を構成員とし、その親睦、互助、研さん等を目的とする団体
- (3) 居住地域の町内会及び自治会並びに居住するマンションの管理組合
- (4) 子弟の学校の P T A
- (5) 出身学校の同窓会、同期会等の親睦団体
- (6) (1)から(5)までに掲げる団体に準ずる団体であつて、所属庁がその団体の役

員等の職を兼ねることが 4 の(1)から(4)までの定めに該当しないことが明白であると認めて指定するもの

2 申請手続

- (1) 職員は、無報酬兼業の許可を申請する場合には、所属庁に対し、別紙様式第 7 による「兼業許可申請書（無報酬）」を提出しなければならない。
- (2) 無報酬兼業の許可を受けた職員は、昇任、転任、配置換、併任等により官職に異動を生じた場合には、当該異動後 1 か月以内に改めて無報酬兼業の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 昇格したものの官職について実質的な異動がないとき。
 - イ 官職の異動がなく、かつ、所属庁を異にしない配置換のとき。
 - ウ 併任の解除及び終了のとき。

3 提出期限

2 の場合における提出期限は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める期限とする。ただし、当該提出期限までに提出できない特別の事情があるときは、当該事情が解消した後、速やかに提出するものとする。

- (1) 新たに許可を申請する場合 兼業開始予定日の 1 か月前
- (2) 許可期間を更新する場合 許可期間が満了する日の 1 か月前
- (3) 官職を異動し再度許可を申請する場合 再度許可を申請する事情が生じた日から 10 日以内

4 許可の基準

所属庁は、無報酬兼業の申請があった場合には、その職員の占めている官職と営利企業以外の事業の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。この場合において、次のいずれかに該当するときは、原則として、これを許可しないものとする。

- (1) 兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
- (3) 裁判所と兼業先との間に取引関係等の特殊な関係があるなど兼業をすることが裁判所の職務の公正に疑義を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (4) 兼業をすることがその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

5 許可手続

- (1) 所属庁は、申請を許可し、又は許可しなかったときは、兼業許可申請書にその旨を記載して、申請者に交付する。
- (2) 所属庁（最高裁判所を除く。）は、職員が国に設置された委員会等の委員等の職を兼ねる場合の許可をするときは、最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）の承認を得なければならない。

6 兼業の許可期間

無報酬兼業の許可の期間は、2年以内とする。

7 異動後の所属庁への通知

無報酬兼業の許可を受けている職員が所属庁を異にして異動する場合には、異動前の所属庁は、異動後の所属庁に対し、あらかじめ当該職員の兼業の内容を適宜の方法で通知する。

第7 委員会等の委員等への推薦

- 1 国、地方公共団体又は公共的団体に設置された委員会等の委員等への委嘱について関係機関から職員の推薦依頼を受けた場合の推薦は、所属庁が行う。
- 2 所属庁（最高裁判所を除く。）は、次に定める場合には、事務総長の承認を得なければならない。
 - (1) 国に設置された委員会等の委員等に職員を推薦する場合

(2) 地方公共団体又は公共的団体に設置された委員会等の委員等のうち、報酬を得ることができる委員等に推薦する場合（職員が報酬を辞退する場合を除く。）

3 1に定める推薦については、第6の4の定めを準用する。

4 2の定めにより事務総長の承認を求める場合には、職務の遂行への支障の有無についての意見を付した上、当該委員会等の設置目的及び構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間、報酬の有無及び金額等を明らかにした条例、設置要綱等の資料を添付する。

5 職員が所属庁の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合には、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条の規定又は第6の定めによる許可を受けたものとみなす。

第8 研修会等講師の推薦

1 研修会、講演会等の講師への職員の推薦は、所属庁が行う。

2 1の推薦については、次に定める基準をいずれも満たす場合に限り、行うことができる。

(1) 研修会、講演会等が国、地方公共団体又は公共的団体の行うものであること。

(2) 研修会、講演会等の目的、趣旨、講義内容、対象者等の諸般の事情を総合して裁判所の職務の公正に疑義が生ずるおそれがないことが明白であること。

(3) 事務の円滑な運営に支障を生じさせないこと。

3 1の推薦を行う場合において、下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第27条本文に規定する手続は、これを省略することができる。

第9 兼業台帳の備付け等

1 兼業台帳の備付け

所属庁は、次の事項に関して、別紙様式第8の「兼業台帳」を作成して備え付ける。

- (1) 有報酬兼業の許可に関する事項
- (2) 無報酬兼業の許可に関する事項
- (3) 委員会等への委員等の推薦に関する事項

2 兼業台帳の写しの送付

地方裁判所及び家庭裁判所は、前年分の兼業台帳の写しを高等裁判所に送付し、高等裁判所はこれを取りまとめた上、自府の兼業台帳の写しとともに毎年1月31日までに人事局長宛てに送付する（送付書不要）。

第10 その他

この通達に定めるものほか、職員の兼業の許可等に関し必要な事項は、人事局長が定める。

付 記

- 1 この通達は、平成4年7月1日から実施する。
- 2 昭和61年4月14日付け最高裁人能A第8号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」（以下「旧通達」という。）は、平成4年6月30日限り、廃止する。
- 3 旧通達の定めによる兼業の承認又は許可是、平成6年6月30日（同日前に承認又は許可の期間が満了する場合には、その満了日）までは、この通達の定めによる兼業の承認又は許可とみなす。
- 4 この通達の実施の際現に旧通達の定めによる兼業の承認又は許可の申請をしている者に対しては、従前の例により兼業の承認又は許可をすることができる。この場合における兼業の承認又は許可の取扱いについては、付記3の定めによる。

付 記（平成6年12月27日人能A第29号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平成13年2月1日人能A第2号）

この通達は、平成13年2月1日から実施する。

付 記（平成17年9月27日人能A第001612号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

付 記（平成20年12月26日人能A第004112号）

この通達は、平成20年12月31日から実施する。

付 記（平成27年3月27日人能第354号）

1 この通達は、平成26年9月30日から適用する。

2 この通達の発出前に、この通達による改正前の平成4年6月26日付け最高裁人能A第17号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」記第5の定めによりされた申請手続は、この通達による改正後の平成4年6月26日付け最高裁人能A第17号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」記第5の定めによりされた申請手續とみなす。

付 記（平成28年5月23日人能第601号）

この通達は、平成28年5月23日から実施する。

付 記（平成29年1月27日人能第40号）

この通達は、平成29年1月27日から実施する。

付 記（平成30年12月11日人能第1234号）

1 この通達は、平成31年1月1日から実施する。

2 この通達の実施前に行われた営利企業兼業に関する承認及び兼業（営利企業兼業を除く。）に関する許可（許可を受けたとみなされるものを含む。）は、この通達による改正後の平成4年6月26日付け最高裁人能A第17号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」（以下「改正後通達」という。）によって行われたものとみなす。

3 改正後通達による自営に係る兼業の承認の状況に関する報告並びに兼業台帳の作成及び写しの送付は、平成31年分から実施することとし、平成30年分の兼

業台帳の作成及び写しの送付については、なお従前の例による。

付 記（令和2年11月24日人能第1160号）

この通達は、令和2年12月1日から実施する。

(別紙)

- 1 人事院規則14—8（當利企業の役員等との兼業）（以下「規則14—8」という。）
- 2 人事院規則14—21（株式所有により當利企業の經營に参加し得る地位にある職員の報告等）（以下「規則14—21」という。）
- 3 職員の兼業の許可に関する政令（昭和41年政令第15号）
- 4 職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和41年総理府令第5号）

(別紙様式第1)

自営兼業承認申請書（不動産等の賃貸）

(所属庁の長)	(申請日)	年	月	日
	殿			
	(申請者)			
次のとおり兼業の承認を申請します。				
1 申請者				
(ふりがな) 氏名		生年月日	年	月 日 生 (歳)
所属庁		現住所		
配属部課室		官職名		
職務分担		担当係		
俸給	() 級	号俸		
2 兼業先				
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) (マンション等)	棟 室	延べ床面積 延べ床面積
	土地	貸付件数 用途	件	面積合計
	駐車場	駐車台数 所在地	台	設備の有無
	その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 所在地	件数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 所在地	件数	規模
賃料収入の予定 年額	合計	円		
	建物	(独立家屋) (マンション等)	円	
	土地		円	
	駐車場		円	
	その他		円	
不動産又は駐車場 の賃貸に係る管理 業務の方法				

3 職員の官職と承認に係る不動産等の賃貸との間の特別な利害関係の有無

4 職員の職務の遂行への支障の有無

5 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

6 その他参考事項

承認権者の記入箇所

(文書番号) 裁 第 号
年 月 日

上記の兼業を

承認する。 承認しない。

(所属庁の長)

(別紙様式第2)

自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売）

(申請日) 年 月 日

(所属庁の長)

殿

(申請者)

次のとおり兼業の承認を申請します。

1 申請者

	(ふりがな) 氏名	生年月日	年	月	日	生(歳)
	所属庁	現住所				
	配属部課室	官職名				
	職務分担	担当係				
	俸給	() 級	号	俸		

2 兼業先

太陽光電気の販売に 係る太陽光発電設備 の設置状況	設備の所在地			
	発電出力	kW		
	運転開始年月日 (予定日)	年	月	日
収入の予定年額	円			
	年間販売量 (見込み)	kWh／年		
	販売価格	円／kWh		
太陽光電気の販売に 係る管理業務の方法				

3 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無

4 職員の職務の遂行への支障の有無

5 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

6 その他参考事項

承認権者の記入箇所

(文書番号) 裁 第 号
年 月 日

上記の兼業を

承認する。 承認しない。

(所属庁の長)

(記入要領) 発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいづれか小さい方を小数点以下1位まで記載する。

(別紙様式第3)

自営兼業承認申請書（不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外）

		(申請日) 年 月 日
(所属庁の長)		
殿 (申請者)		
次のとおり兼業の承認を申請します。		
1 申請者		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日 生 (歳) 現住所
	所属庁	官職名
	配属部課室	担当係
	職務分担	
	俸給 () 級	号俸
2 兼業先		
	事業の名称	
	所在地	
	事業内容	
	収入の予定年額	円
	使用人の人数及び 職員との続柄	
	事業の用に供する 土地、建物等の施 設の種類・規模及 び機械等の機器の 種類・数量	
	職員が必要とする 事業への関与の内 容及びその業務へ の従事時間	
	当該事業の継承の 事由	

3 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無

4 職員の職務の遂行への支障の有無

5 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

6 その他参考事項

承認権者の記入箇所

(文書番号)

裁 第 号

年 月 日

上記の兼業を

承認する。 承認しない。

(所属庁の長)

(別紙様式第4)

機密性2

自営兼業の承認状況報告書（ 年分）

(不動産等の賃貸)

(序名)

裁判所

(別紙様式第4)

機密性2

自営兼業の承認状況報告書（ 年分）

(太陽光電気の販売)

(序名)

裁判所

(別紙様式第4)

機密性2

自営兼業の承認状況報告書 (年分)

(庁名) _____ 裁判所

(不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外)

承認 年月日	申請者				その他兼業の内容			
	所属	官職	俸給表・ 職務の級	氏名	事業	業務の 遂行方法	事業の 継承事由	収入予定年額
				事業名称				
				内容				
				所在地				
				事業名称				
				内容				
				所在地				
				事業名称				
				内容				
				所在地				
				事業名称				
				内容				
				所在地				
				事業名称				
				内容				
				所在地				

(別紙様式第5)

株式所有状況報告書

年 月 日

最高裁判所 御中

(報告者)

下記のとおり、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第103条第3項及び裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則14—21第2条第1項の規定により、株式所有の状況について報告します。

1 報告者

氏名 (ふりがな)	
所属	
官職	
職務内容	

2 所有する株式に係る会社

名称	
本店の所在地	
事業内容	

3 所有する会社の株式

所有する株式の数	
取得原因	
取得時期	

4 所有比率

会社の発行済株式の総数	
総数に占める所有する株式の数の割合	

5 議決権の状況	
6 その他参考となる事項	

(記入要領)

- (1) 1の「職務内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し司法行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は裁判所と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合には、その旨及び権限又は契約の具体的な内容を職務内容に併せて記載するものとする。
- (2) 2の「事業内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し司法行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は裁判所と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合には、事業内容を記載した上で、当該職務内容に対応する事業内容を括弧書等で明示するものとする。
- (3) 3の「所有する株式の数」の欄には、所有する株式に共有に属するものが含まれている場合には、共有に属する株式の数に共有持分の割合を乗じたものと共有に属さない株式の数とを合算したもの並びに共有に属する株式の数及び共有持分の割合を記載するものとする。
- (4) 3の「取得原因」の欄には、購入、払込み、相続、遺贈等の別を記載するとともに、払込み以外の場合には直前の所有者の氏名及び当該者と職員との関係（有価証券市場で購入した場合にあっては、その旨）を記載するものとする。
- (5) 5の「議決権の状況」の欄には、所有する株式に、議決権のない株式が含まれている場合には議決権のない株式の数を、議決権の行使について別段の定めがなされた株式が含まれている場合には当該株式の数及び当該定めの内容を記載するものとする。
なお、議決権のない株式に議決権のある株式に転換する可能性のある株式が含まれている場合には、当該株式の数並びに転換の条件及び転換請求可能期間を併せて記載するものとする。
- (6) 6の「その他参考となる事項」の欄には、職務遂行上適当でないこととはならないと思料される状況等がある場合は、当該状況等を記載するものとする。
- (7) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

(別紙様式第6)

兼業許可申請書（有報酬）					
最高裁判所 御中			(申請日)	年	月
(申請者)					
次のとおり兼業の許可を申請します。					
1 申請者について					
(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日 生 (歳)				
	現住所				
所属庁部課係					
官職名	俸給	()	級	号俸	
2 兼業先について					
企業又は団体の名称 □自営 □その他			事業内容	□當利企業	□その他
所在地（勤務場所）					
報酬					
<input type="checkbox"/> 月収		円			
<input type="checkbox"/> 年収		円			
<input type="checkbox"/> その他		円			
勤務の態様及び時間			兼業する役職名及び職務内容		
<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤					
時から 時まで					
平均して、 1年 日					
1月 日					
1日 時間					
週延べ 時間					
兼業予定期間					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 繰続					
年 月 日から					
年 月 日まで					
(年間)					

3 兼業が官職に与える影響

割り振られた正規の勤務時間を割く必要の有無 有 無

4 兼業を必要とする理由

最高裁判所の記入箇所

最高裁人能第 号
年 月 日

上記の兼業を

許可する。

許可期間は, 年 月 日から 年 月 日までとする。

許可しない。

最 高 裁 判 所

(記入要領)

- 1 □の設けられている項目は、該当する□の中にレを付し、又は■とする。
- 2 「所在地（勤務場所）」欄は、兼業する企業又は団体の所在地と兼業により勤務する場所とが異なる場合には、両方を記入する。
- 3 「兼業予定期間」欄については、兼業の予定期間が2年を超える場合には、同欄の括弧内に2年間と記入する。

(別紙様式第7)

兼業許可申請書（無報酬）					
(所属庁の長)					
		殿	(申請日)	年	月
(申請者)					
次のとおり兼業の許可を申請します。					
1 申請者について					
(ふりがな)		生年月日	年	月	日生 (歳)
氏名		現住所			
所属庁部課係					
官職名		俸給	()	級	号俸
2 兼業先について					
団体の名称 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> その他			事業内容		
所在地（勤務場所）					
勤務の態様及び時間 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 時から 時まで 平均して、1年 日 1月 日 1日 時間 週延べ 時間			兼業する役職名及び職務内容		
兼業予定期間 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 年 月 日から 年 月 日まで (年間)					

3 兼業が官職に与える影響

4 兼業を必要とする理由

許可権者の記入箇所

裁 第 号
年 月 日

上記の兼業を

許可する。

許可期間は, 年 月 日から 年 月 日までとする。

許可しない。

(所属庁の長)

(記入要領)

- の設けられている項目は、該当する□の中にレを付し、又は■とする。
- 「所在地（勤務場所）」欄は、兼業する団体の所在地と兼業により勤務する場所とが異なる場合には、その両方を記入する。
- 「兼業予定期間」欄については、兼業の予定期間が2年を超える場合には、同欄の括弧内に2年間と記入する。

(別紙様式第8)

機密性2

兼業台帳(年分)

(有報酬兼業)

(序名)

裁判所

機密性2

(別紙様式第8)

兼業台帳(年分)

(無報酬兼業)

(序名)

裁判所

(別紙様式第8)

機密性2

兼業台帳(年分)

(委員会等の委員等への推薦)

(序名)

裁判所